

局 長 これより議案について、審議を宜しくお願いいたします。
議長につきましては、臼杵市農業委員会 会議規則第 7 条の規定により、疋田会長にお願い致します。

議 長 それでは、ただいまから議事に入っていきます。議事に先立ちまして定足数の報告を局長が行います。

局 長 それでは、定足数の報告を致します。委員総数 23 名中、本日は姫嶋 委員、小川 委員が欠席となっており、出席委員は 19 名となります。よって、臼杵市農業委員会 会議規則第 6 条の規定により、出席委員数が過半数となっておりますので、本日の会議が成立していることを報告致します。

議 長 次に議事録署名委員の選任でございますが、私からの指名でよろしいでしょうか。

－ 「異議なし」 の声あり －

議 長 それでは、議席番号 1 番 江藤敏博 委員、議席番号 2 番 後藤益喜 委員に議事録署名委員をお願い致します。

議 長 それでは、ただいまから議案審議に入りたいと思います。議案第 36 号農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願い致します。

次 長 1 ページをお開きください。
番号 1、畑 830 m² 外 1 筆 合計 835.62 m²を耕地拡張のため、売買により所有権を移転するものです。
番号 2、田 743 m² を、耕地拡張のため、売買により所有権を移転するものです。
番号 3、田 495 m² 外 3 筆 合計 1825 m²を耕地拡張のため、売買により所有権を移転するものです。
番号 4、畑 752 m² 外 3 筆 合計 3272 m²を耕地拡張のため、売買により所有権を移転するものです。

以上 4 件の申請については、農地法第 3 条第 2 項の[全部効率利用要件]、[農作業常時従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]の各号に該当するため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。

お手元に配布しております、農地法第3条申請チェックリストを併せてご覧いただきたいと思います。

7月26日に実施しました現地調査において、調査委員2名が判断された農地法第3条第2項の各号であります。これについて調査委員より、後ほど説明および報告がありますので、その結果を踏まえ委員会の判断をお願いしたいと思います。

申請地は、次のページに掲載していますのでご覧ください。

以上、3条申請4件についてご提案申し上げます。

議長 それでは、事前に現地調査をしていただいておりますので、調査委員さんより報告をお願いいたします。

甲斐

委員 私、甲斐より、7月26日に実施しました議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行います。チェックリストと合わせて報告します。

番号1の申請についてです。

売買により所有権を移転するものです。

申請地は2筆の畑で、一部果樹が植えられており、適切に管理された土地です。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号2の申請についてです。

売買により所有権を移転するものです。

申請地は1筆で、作付された1枚の田です。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号3の申請についてです。

売買により所有権を移転するものです。

申請地は4筆で3枚の田となっており、うち1枚は作付されていませんが、適切に管理された土地です。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

番号4の申請についてです。

売買により所有権を移転するものです。

申請地は4筆で、作付された2枚の田です。

3条の申請に必要な添付書類は揃っており、審査項目の[全部効率利用要件]、[農作業従事要件]、[下限面積要件]、[地域との調和要件]のそれぞれの要件については、審査基準に該当するものと判断します。

以上、3条申請4件について調査報告となります。

委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

- 質疑なし -

議 長 それでは質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

次 長 5 ページをお開きください。

議案第 37 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法第 5 条第 1 項の規定により、農地を農地以外のものにすると同時に所有権を移転（賃借権、使用貸借権の設定）するため、下記のとおり許可申請書の提出があったので提案する。

平成 29 年 7 月 4 日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

番号 1、畑 254 m² を売買により譲り受け、進入路及び資材倉庫用地として利用するものです。農地の区分は 2 種農地となっております。

なお、この案件は、既に進入路及び倉庫用地として利用されてきた土地であるため、追認案件となり、始末書が添付されています。

番号 2 畑 102 m² 外 4 筆 合計 2,108 m² を売買により譲り受け、宅地造成用地として利用するものです。農地の区分は 3 種農地となっています。

番号 3、畑 331 m² を贈与により譲り受け、一般住宅用地として利用するものです。農地の区分は 2 種農地となっています。

以上、3 件の申請については、立地基準、一般基準の全てを満たしていると考えられますが、本件についても、別紙、農地法第 5 条申請チェックリストをご覧ください、調査委員の報告を受け、委員会の判断をお願いするものであります。

追認案件については、申請者の立会のもと、現地調査を実施しております。

申請地は次のページに掲載していますのでご覧ください。

以上、5 条申請 3 件について、ご提案申し上げます。

議 長 それでは、事前に現地調査をしていただいております調査委員さんより報告をお願いいたします。

三 浦

委 員 私、三浦より、7 月 26 日に実施しました議案第 37 号 農地法 5 条の規定による許可申請に関する現地調査の報告を行い

ます。チェックリストと合わせて報告します。

番号 1 の申請についてです。

売買により譲り受け、進入路および資材倉庫として利用するものです。

譲受人は、申請地一帯の鉱業権を有しており、事業を展開するため新たな資材置場を探していたところ、地権者と協議の結果、今回の申請に至りました。

申請地は 1 筆で、転用許可を受けないまま転用され、現在は進入路と倉庫用地となっています。転用時期については、隣接宅地の母屋が建築された明治 28 年頃ではないかと推測されます。追認案件であり、始末書が添付されています。

審査項目の立地基準①については該当し、②については 2 種農地に該当します。一般基準の③～⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断しました。

以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当であると報告します。

番号 2 の申請についてです。

売買により譲り受け、8 区画の宅地を造成するものです。

申請地は 5 筆で、現在は耕作されていない畑および田です。

宅地造成完了後、住宅が建築された場合、それぞれの区画から出る生活排水は、浄化槽で浄化され、隣接する既存の水路に放流する計画であると聞いています。市の水路担当者との協議が済んでおり、地元区長や隣接農地所有者等の同意も得ているので問題はないと考えます。

審査項目の立地基準①については該当し、②については 3 種農地に該当します。一般基準の③～⑫についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断しました。

以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当であると報告します。

番号 3 の申請についてです。

贈与により譲り受け、一般住宅用地とするものです。

申請地は 1 筆で、耕作された畑です。

審査項目の立地基準①については該当し、②については 2 種農地に該当します。一般基準の③～⑪についても、申請に必要な添付書類がそろっており、それぞれ該当するものと判断しました。

以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当であると報告します。

以上、5 条申請 3 件について調査報告となります。委員皆様の慎重な審議をお願いします。

議 長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

足 立
委 員

ちょっといいですか。

色々話があってやっと宅地造成までこぎつけた。区長も 4 月から変わって内容がわからないなどがあり進んでいませんでしたが、今回排水その他の件につきましても解決がつきましましたので、この場を借りて報告をしたいと思います。

議 長 他にございませんか。

議 長 他に質疑がないようですので、これで質疑を終ります。これより議案第 37 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 37 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第 38 号 農用地利用集積計画の決定について事務局より説明をお願いいたします。

次 長 8 ページとなります。

議案第 38 号 農用地利用集積計画の決定について 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画が下記のとおりあったので提案する。(資料別冊)

平成 29 年 8 月 3 日 臼杵市農業委員会 会長 疋田 忠公

別冊の農用地利用集積計画（第 8 号）「平成 29 年 8 月 3 日公告予定」です。

1 ページをご覧ください。

この利用権設定集計表は平成 29 年 7 月末までに申し出がありました臼杵市全体の集計表であります。主なものについてご説明します。

中段に利用権設定の合計の面積と筆数を掲載しています。

新規、再設定の合計で申し上げます。

田については、22,282 m²、19 筆です。

畑については、28,680 m²、24 筆です。

合計面積は、50,962 m² 43 筆です。

次に貸手、借手ですが、これについては、貸し手が 30 人に対しまして、借り手は 12 人となります。

2 ページ以降については臼杵地域と野津地域の集計表と各筆明細書となっています。

以上、簡単ではございますが、平成 29 年 8 月 3 日公告予定の農用地利用集積計画（第 8 号）について、ご提案申し上げます。

議長 ただいまの説明および報告に対しまして、質疑を行います。質疑ございませんか。

足立委員 ちょっといいですか。トマト団地の面積も入っているのか。

次長 入っています。

足立委員 それならいいです。

議 長 他にございませんか。

議 長 他に質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第 38 号 農用地利用集積計画の決定について、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 「全員挙手」

議 長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 38 号 農用地利用集積計画の決定については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第 39 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について事務局より説明をお願いいたします。

次 長 9 ページをお開きください。

議案第 39 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、農用地利用配分計画案について意見を求められたので提案する。(資料別冊)

平成 29 年 8 月 3 日 白杵市農業委員会 会長 疋田忠公

別冊の農用地利用配分計画案で説明します。1 ページをご覧ください。

畑 1 筆 および 田 1 筆 合計 5,354 m²を配分するものです。賃料は、地権者との合意に基づき、10a 当り 10,000 円 および 10a 当り 13,000 円となっています。

次に 3 ページを、ご覧ください。

畑 2 筆 合計 1,567 m²を配分するものです。賃料は、地権者との合意に基づき、無料となっています

次に 5 ページを、ご覧ください。

畑 1 筆 7,123 m²を配分するものです。賃料は、地権者との合意に基づき、10a 当り 10,000 円となっています。

次に 7 ページを、ご覧ください。

この案件につきましては、関連となりますので、合計で申し上げます。

畑 19 筆 14,636 m²を配分するものです。賃料は、地権者との合意に基づき、10a 当り 20,000 円となっています。

以上の配分計画についてご審議をお願いします。

議 長 ただいまの説明および報告に対しまして、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

柳 井 委員 いいでしょうか。1 件目の借受人（法人）について、これは初めてここにくるわけなのですが、どうしてわかりません。

次 長 白杵市については入っています。

柳 井 委員 どこに入っているのか。

後 藤 委員 その件についていいですか。私が以前利用権設定をしていたのですが、借受人からニラを植えたいと依頼がありまして、利用権を解除して返していただけないかと申し出がありました。借受人は以前、前河内地区にベビーリーフで入っておりました。これを事情があり、前河内地区から一旦撤退をしたのですが、そういった関係でまた役所の方が一部返さないといけない土地ができたのでこの面積が不足ということで、私が解除して貸したというわけです。

柳 井 委員 ということは、この地区に第一回目は来ていたが返さなくてはいけなくなったということか。

後 藤 委員 そうです。他地区に土地を持っていた。

柳 井

委員 そうすると、ハウスを建ててやるということか。

後藤委員
委員 そうです。建てる予定だそうです。

柳井委員
委員 はい、わかりました。

議長 他に質問ございませんか。

足立委員
委員 はい。

議長 どうぞ。

足立委員
委員 トマトの跡ですけど、これちょっと聞きたいのですが。地図を見ると、トマトのハウスをしていたが、あの土地は該当しているのか。

鶴田委員
委員 該当しません。

足立委員
委員 あの土地は農協との絡みが若干あるのだが、その土地は使わないのですね。

鶴田

委員 その土地は過去に農協の抵当物件であって、本議会でも出てきたと思うのですが大分市の方があのハウスを買われて、花を栽培するというので農協から抵当物件として買い上げたものです。今回のハウスの面積には名前が入っていないので該当しません。

足立委員 農協との絡みがなければよいです。水はダムからか。

鶴田委員 ここは畑灌がきていますのでそれを使っています。

足立委員 わかりました。

議長 他に質疑ございませんか。

－質疑なし－

議長 他に質疑がないようですから、これで質疑を終ります。これより議案第 39 号 農用地利用配分計画案の意見聴取について、採決を行います。本件を、原案どおり承認することに、ご異議ない方は、挙手をお願いします。

事務局人数を確認 －「全員挙手」－

議長 全員挙手により、ご異議なしと認めます。よって、議案第 39 号 農用地利用配分計画案の意見聴取については、原案どおり承認することに決定いたしました。

議長 以上で、本総会の議案はすべて終了いたしました。委員の皆さんご協力ありがとうございました。（終了 10:00）